

国産大豆の安定供給に関する懇談会中間取りまとめ

はじめに

国産大豆については、平成11年に策定された「新たな大豆政策大綱」に基づき、平成12年の法改正をはじめとして国産大豆政策全体の改善を図っており、その中で取引の仕組みについては、入札取引における市場開設者と売り手の分離や結果の公表、入札取引での適正かつ透明な価格形成を前提とした相対取引及び契約栽培の拡充等の見直しが行われてきた。

一方、水田での本格的生産等に伴う平成12年産以降の生産・流通量の急増と価格の急落、平成15年産の不作に伴う価格の高騰等を背景に、実需者等からは国産大豆の安定供給について多くの要望が出されている。

今後とも、国産大豆の安定供給を確保するためには、天候等に左右されない安定生産体制を確立すると同時に、生産者・実需者間で国産大豆の安定的な取引関係を構築することが重要である。このため、15年産の価格高騰の要因について考察するとともに、

入札取引、契約栽培取引等の仕組みの改善による交付金対象大豆の安定的な取引のあり方、

実需者ニーズを適切に反映した国産大豆の品質改善のあり方、

生産コストの低減、栽培技術の向上による安定的な生産のあり方、

等について検討を行い、その方向性を取りまとめたところである。

農林水産省及び関係団体において、本中間取りまとめを踏まえ、その具体化に向けた検討が行われることを、期待するものである。

1．国産大豆の価格高騰の要因

平成15年産の国産大豆については、平均入札価格が前年産に比べ2倍以上に高騰したが、これは、以下のような要因によるものと考えられる。

全国的な天候不順に伴う作柄の低下により、集荷量が減少したこと

主産国の不作や中国の輸入拡大によるシカゴ相場の上昇、海上運賃の値上がり等により、輸入大豆の価格が上昇したこと

食の安全・安心に関する意識の高まり等により、国産大豆への需要が高まったこと

また、現行の入札取引や契約栽培取引などの取引形態が、生産者と実需者の安定的な取引として定着していないこと、更には、15年産大豆に関する生産・流通・販売にかかる情報が、十分関係者に伝えられなかったことも背景にあると考えられる。

2. 安定的な取引方法のあり方

(1) 入札取引

基本的に、平成16年産大豆の取引から新たな措置が適用可能となるよう、以下について、大豆入札取引委員会で検討すべきである。

ア 値幅制限

価格の高騰等を防止する観点から、値幅制限を導入すべきとの意見があったが、市場メカニズムが十分に機能した現行の価格形成システムを阻害する恐れがあることから、その導入は慎重であるべきと考えられる。また、多様な銘柄が取引されており、価格の幅も種々であることから、値幅制限の基準となる価格を設定し、事前に公表することは困難ではないか、との意見もあった。今後、導入の是非について、他の農産物取引等の状況を踏まえつつ検討すべきである。

なお、現行の入札制度においても、価格の著しい上昇や低下を回避するため、入札取引の制限、入札実施期日の調整等を実施できることとなっているので、その効果的な運用方法について検討すべきである。

イ 供託金（保証金）の導入・受渡期間の短縮

思惑買いの防止等適正な価格形成の観点から、供託金（保証金）の導入及び受渡期限の短縮を行うべきとの意見があったが、適正な価格形成に資する一方で、実需者や市場開設者に一定の負担を与えることにも留意し、適切な導入方法について検討すべきである。

ウ 入札参加資格の見直し

買い急ぎや投機的入札防止の観点から、入札の参加制限を行うべきとの意見があったが、市場の閉鎖性を招くことになるので好ましくないと考えられる。

ただし、投機的な入札参加を防止する措置として、入札参加者に関する情報を公表する等チェック機能がより働く手法が導入できるか検討すべきである。

エ 上場数量割合

集荷量の概ね1/3を上場するという現行の仕組みを、地場流通の促進による産地と実需の結びつき強化、納豆用など特定用途向けの大豆の生産・価格の安定の観点から見直すべきとの意見があったが、市場評価を適切に反映した価格形成を行う観点から、現行の仕組みは基本的に維持すべきと考えられる。

(2) 契約栽培取引

生産者と実需者の安定的な取引を強化する観点から契約栽培の拡大が重要であることから、基本的に、平成17年産大豆の取引から新たな措置が適用可能となるよう、生産者団体等は、関係者と協議の上、以下について改善措置を検討すべきである。

ア は種前契約の履行

契約栽培の拡大に向けて、は種前契約が面積契約を基本に確実に履行されるよう、売り手と買い手の情報交換を緊密化する手法や違約条項の設定等契約の締結方法について、見直しを検討すべきである。

イ 価格

契約栽培の取引価格については、実需者・生産者双方から、は種前契約時に価格の見通しが立つことが望ましいとの意見があったが、市場価格低下の影響を緩和する大豆作経営安定対策との整合性を確保しつつ、例えば前年までの入札価格と引取時の入札価格をベースに取引価格を決定引取時の入札価格から、前年からの大幅な変動を緩和する方向で、一定

額を上乗せ・差し引いて取引価格を決定
等、取引価格の大幅な変動を緩和する手法について、検討すべきである。

ウ 複数年契約

契約栽培の契約期間について、現行の単年度だけではなく複数年も可能とすることについて、安定的な取引に資するものと考えられるので、その導入の具体的な方法について検討すべきである。

エ 多元的販売

生産者団体等は、産地と実需が結びついた販売を強化する観点及び産地の努力が正当に評価されるとの観点から、県連や単位農協等が独自の販売ルートを開拓し、契約栽培に結び付けるとともに、これらの努力が反映されるよう販売代金の精算方法の見直し等、環境づくりを行うべきである。

(3) 情報提供

生産、集荷、販売等の情報が、より迅速かつ的確に関係者に伝達されるよう、情報の内容、タイミング、提供方法等について、大豆情報委員会で具体的な改善策を検討すべきである。

また、生産者に対して、委託販売した大豆の価格動向等が適時適切に伝達されるよう、生産者団体等は必要な措置を講じるべきである。

3. 品質改善のあり方

(1) 実需者ニーズに即した品種の生産

実需者が国産大豆に求める品質は、豆腐、納豆、煮豆、味噌等の用途により様々であるが、各業種とも産地品種銘柄を最も重視する傾向がある。このため、生産者団体は、実需者の用途ごとの品種に対するニーズを把握し、産地品種銘柄毎の生産計画など生産者への情報提供に努めるとともに、生産者は、実需者ニーズに即した品種へ早期に作付転換を図っていくべきである。

また、実需者ニーズの高い品種のロットの確保、安定供給を図るため、実需者の評価が全般的に低い産地品種銘柄については、都道府県において奨励品種から除外することなどを通じて整理するよう努力すべきである。

(2) 品質情報の発信

タンパク含量、糖分等の内部品質は、実需者により求める成分が様々であることから、産地側が品種、ロット規模、内部品質の分析結果等の産地情報を積極的に発信するとともに、産地と実需者が強く結びついた安定供給体制を確立すべきである。

なお、内部品質に関する成分検査の導入の是非については、取引の実態、実需者の要望等を踏まえて、今後、必要に応じて検討すべきである。

(3) 良品質大豆の生産

実需者からは、産地間における品質のばらつきの縮小、ロットの均質化、上位等級大豆や品種本来の特性が発揮された大豆生産への生産誘導などが重要との強い意見が出されている。

このため、肥培管理の徹底、適期・適切な作業の励行等品質改善に向けた具体的取組を早期に開始するとともに、上位等級への生産、品種本来の粒大を確保した銘柄大豆への生産誘導に向けて、大豆交付金制度等の運用の見直しを図るべきである。

(4) 品種開発

品質の向上や天候等の影響による減収を軽減するため、各地域ごとに、それぞれの用途に適した品種の育成・普及が図られるべきである。

また、実需者ニーズに的確に対応し、その早期普及を図るため、品種の育成途中段階から実施している実需者による加工適性評価を引き続き実施し、新品種の導入・普及を進めていくべきである。

4 . 安定生産のあり方

(1) 単収の安定化

単収は天候等の影響による年次変動が大きいのが、単収の高い県は適切な栽培管理が徹底されている一方、単収の低い県では、依然として適切な栽培管理が行われない等、取組状況に差がみられる。このため、単収の向上や品質の改善に資する栽培管理の励行について、産地の気象や土壌条件に応じて徹

底を図るとともに、新たな栽培技術の確立・普及に努めるべきである。

(2) 担い手への生産の集約

実需者からは生産・価格の安定を強く望む意見が出されたが、単収の向上、1・2等比率の改善、生産コストの削減、ロットの拡大・均質化等を図るためには、担い手の育成及び担い手への生産の集約が重要課題である。

このため、機械化一貫体系の確立、収穫・乾燥調製の共同化を推進するとともに、担い手への生産の集約により、生産の安定、生産コストの低減及び良品大豆の生産が一層推進されるよう、大豆交付金制度等の施策の集中化を図るべきである。

(3) 栽培技術の開発・普及

安定生産の確立のためには、気象等の影響を回避・低減する栽培技術、各産地の土壌条件等に適した栽培技術の開発・普及により、収量・品質の安定・向上、省力・低コスト化を図ることが重要である。

栽培技術の開発を加速し、産地への早期普及を図るため、独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構を中心に推進している「大豆新栽培システム300A計画」を一層推進するとともに、生産現場での実証を通じて、各産地に適した技術を迅速に導入すべきである。

5. その他

(1) 国産大豆の備蓄

実需者からは、価格安定の観点から国産大豆を備蓄すべきとの意見があったが、現行の備蓄制度の趣旨及びその効果的な運用等の観点からは、現在のところ国産大豆を備蓄することは困難であると考えられる。

今後、備蓄制度の運用改善の可能性について、適当な場で検討されることを期待する。

(2) 需要の拡大

国産大豆の需要拡大を図るため、契約栽培取引の拡大等による実需者との連携の強化、地産地消、国産大豆製品の消費拡大の取組、国産大豆シンボルマークの普及等を引き続き推進すべきである。

(3) 表示の推進

消費者の選択に資する情報を提供する観点から、「国産大豆使用」等特色ある原料を使用している場合には、積極的に表示すべきである。

また、大豆加工品の原料原産地表示については、ゆでた大豆、大豆水煮、いり大豆は表示が義務づけられる方向、豆腐、納豆は当面ガイドライン等により表示の普及に努めることとなっており、関係業界の取組を期待する。

(4) 大豆作経営安定対策の運用改善

大豆作経営安定対策は、農家経営の安定に重要な役割を果たしており、制度の健全な運営が図られるよう、運用改善を検討する必要がある。

おわりに

この中間とりまとめは、平成15年産の不作に伴う国産大豆価格の高騰等を契機として、「国産大豆の安定供給に関する懇談会」を開催し、4回にわたる議論を経て、取りまとめたものである。

一方、食料・農業・農村政策審議会企画部会においては、食料・農業・農村基本計画の見直しについて議論されているところであるが、8月10日には中間論点整理が公表され、経営安定対策（品目横断的政策）の考え方についても示されたところである。

今後、経営安定対策（品目横断的政策）の検討の具体化に合わせて、大豆交付金、大豆作経営安定対策等個別の政策についても検討が必要になると考えられるが、その際には、本懇談会等関係者が一堂に会した場において、更なる検討が行われることを期待するものである。

《参 考》

「国産大豆の安定供給に関する懇談会」委員名簿

《敬称略、五十音順》

- 相原鉄雄 (株)相原商店代表取締役(第2回まで)
- 有原丈二 (独)農業・生物系特定産業技術研究機構
中央農業総合研究センター関東東海総合研究部長
- 大平秀幸 日本生活協同組合連合会開発企画部長
- 越智信彦 ホクレン農業協同組合連合会農産事業本部農産部長
- 加賀清孝 大豆生産者(岐阜県 鹿野地域営農組合)
- 木嶋弘倫 日本豆腐協会専務理事
- 黒田敏昭 全国納豆協同組合連合会専務理事
- 平 春枝 前日本女子大学家政学部食物学科教授
- 高橋正郎 女子栄養大学大学院客員教授
- 武政邦夫 (社)大日本農会会長
- 中谷 博 全国農業協同組合連合会農産部長
- 野村知行 佐賀県生産振興部農産課長
- 平田大三郎 全国穀物商協同組合連合会大豆対策委員長
- 福垣光治 全国主食集荷協同組合連合会業務部長
- 森澤重雄 全国農業協同組合中央会食料農業対策部長
- 山本 進 (財)日本特産農産物協会専務理事

は座長、 は座長代理

(計16名)

国産大豆の安定供給に関する懇談会の検討経過

第1回 平成16年6月15日(火)

- ・ 座長、座長代理の選任について
- ・ 国産大豆の生産流通の現状について

第2回 平成16年7月6日(火)

- ・ 国産大豆取引等の現状と課題について
- ・ 第1回懇談会における議論の概要について

第3回 平成16年7月29日(木)

- ・ 国産大豆の安定生産の現状と課題について
- ・ 主要な納豆用大豆の生産・出荷について
- ・ 第2回懇談会における議論の概要について

第4回 平成16年8月20日(金)

- ・ 中間取りまとめ(案)について
- ・ 第3回懇談会における議論の概要について